

# 議会運営委員会記録

1 日 時 平成29年 8月 4日 (金曜日)

開 会 午前 9時30分

閉 会 午前 9時37分

2 場 所 議 会 会 議 室

3 出 席 委 員 9人

委 員 長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 舍 川 智 也

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 村 石 篤

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男



4 欠席委員 1人

委員 江西 照康

5 委員外議員として出席した者

議員	上野 蛭
//	金井 毅 俊
//	尾上 一彦
//	赤星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課主任	金井 沙織
議事調査課主任	平野 霞
議事調査課主任	河原 絢加



## 7 会議の概要

委員長            それでは、時間になりましたので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。江西委員から都合により欠席するとの連絡がありましたので、御報告いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長            まず、委員会記録の署名委員に村石委員、高田委員を指名いたします。  
なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。  
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。  
9月定例会については、市長から、9月5日（火曜日）に招集いたしたいとの申し出がありましたので、御承知おき願います。  
次に、議案説明会については、8月29日（火曜日）に開催となりますので、御承知おきください。  
また、議案書は、9月1日（金曜日）に会派控室に配付されます。  
それでは、9月定例会の運営についての協議に入ります。  
まず、1つ目の会期及び審議日程について

であります、今9月定例会についても、多くの議員さんが一般質問されることが想定されます。

このことを踏まえて、私のほうから、日程についての案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、申し上げます。

9月5日提案理由説明、9月6日議案調査日、9月7日議案調査日、9月8日議案調査日、9月9日、10日は休会でございます。9月11日一般質問、9月12日一般質問、9月13日議案調査日、9月14日一般質問、9月15日は一般質問の予備日といたします。続いて9月16日、17日、18日は休会日です。9月19日常任委員会—商工農林水産委員会と建設委員会、9月20日常任委員会—総務文教委員会と厚生委員会、9月21日常任委員会—商工農林水産委員会と建設委員会、9月22日常任委員会—総務文教委員会と厚生委員会、9月23日、24日を休会とし、9月25日に討論・採決を行います。日程については、以上でございます。

したがって、会期は、9月5日から9月2

5日まで、21日間となりますが、会期及び審議日程については、以上のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、2つ目の一般質問及び議案質疑についてであります。質問要旨の通告は、開会日、9月5日（火曜日）の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

一般質問の質問時間については、答弁を含め、「一人年間120分以内」となりますが、申し出により、30分、45分、60分の質問時間を選択することができます。ただし、6月定例会で一般質問を行なった場合は、この残時間を考慮して、選択することになります。

なお、選択した時間未満で質問を終了した場合も、選択した質問時間は、使用したものとみなすこととなります。

参考までに、6月定例会終了時の会派ごとの質問時間と、残時間の一覧表を配付しておきました。

なお、一般質問の午前何人、午後何人という割振りについては、9月6日（水曜日）

に開催されます議会運営委員会において、決定したいと思います。

また、当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うこととなりますので、御承知おき願います。

次に、3つ目の決算認定議案についてであります。

今定例会に提出されます決算認定につきましては、一般・特別会計決算特別委員会及び、企業会計決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、4つ目の請願・陳情につきましては、開会日の午後5時までに受理したものを、今定例会に提出することになっておりますので、今回は、9月5日（火曜日）の午後5時までとなります。

提出されました、請願・陳情につきましては、次回の議会運営委員会において、一括して報告いたします。

次に、5つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、予備日を除いた一般質問最終日の前日の午後5時までと



なっておりますので、今回は、9月13日（水曜日）の午後5時までとなります。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、9月6日（水曜日）に開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

柞山委員

少しお願いがございます。一般質問の通告は、今は本会議初日の午後5時までに通告し、それをもって翌日の議会運営委員会で、誰がどの日の午前か午後かに質問するのかが決まるのですが、実を言いますと意見として、もう少し先に、ホームページ上で質問される方の名前を周知してもらえないかという話がありました。そのことが可能なかどうかということになると、定例会ごとの一般質問される方を決めていただかなくてはいけないということと、もう一つは時間を承知していないと、午前・午後の割振りができないわけです。もちろん、内容については通告ですから、本会議の初日の夕方までということではありますが、できれば委員長のほうで皆さんの御意見を聞いて、1週間前でも10日前でも、なるべく早く、ホームページ上に一般質問をされる方のお名前を公表して一なぜかというのと、

そのことを周知することによって、一般質問を傍聴に来たいという方を誘導—「聞かせてもらえたら来るのに」「日程調整をするのに」という意見があったので、委員長のほうで少し調整、あるいは皆さんに検討をいただけないかというふうに思っております。きょうは提案ということで、よろしく願いいたします。

委員長

今、自民党さんから提案がございました。もっともな意見でもあります。とはいうものの、質問される議員さんの時間、自分のスケジュール—要するに通告できるか、できないかとか、持ち時間の問題だとか、そういったことで、各会派での調整も必要ですから、事務局と相談して、どういうふうな形にするのか、相談させていただきたいと、時間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長

ほかにはないようですので、これをもって本日の議会運営委員会閉会いたします。